

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、^{せいかつ ほ ご せいど}生活保護制度について^{せつめい}説明したものですので、

^{かなら}必ず^よお読みください。

また、いつでも^{かくにん}確認できるように^{たいせつ}大切に^{ほ かん}保管してください。



ながとしふくしじむしょ
長門市福祉事務所

〒759-4192 ^{ながとしひがしふかわ}長門市東深川^{ばんち}1339番地2

^{ながとしやくしよちいきふくしかほごはん}長門市役所地域福祉課保護班 TEL : 0837-23-1155

改訂 R7.2.1

も く じ

1.	せいかつ ほ ご 生活保護とは	P. 1
2.	ほ ご ないよう 保護の内容	P. 1
3.	ほ ご う 保護を受けるには	P. 3
4.	ほ ご しんせいてつづ 保護の申請手続きは	P. 5
5.	ほ ご ひ けいさん 保護費の計算	P. 6
6.	ほ ご う ひと けんり ぎ む 保護を受ける人の権利・義務	P. 7
7.	ほ ご ひ へんかん 保護費の返還	P. 11
8.	ほ ご けつてい ふ ふく 保護の決定に不服があるときは	P. 12
9.	びょういん 病院にかかるときは	P. 12
10.	かいご う 介護を受けるときは	P. 14
11.	げんめん 減免されるもの	P. 15
12.	ほ ご ひ しきゅう び 保護費の支給日	P. 15
13.	たんとう 担当ケースワーカー (そうだんさき 相談先)	P. 16
14.	ほ ご う 保護を受けなくなったときは	P. 17

1. 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条（生存権保障）に基づいて、生活に困っている全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助けることを目的とした制度です。



世帯の自立には、日常生活・社会生活・経済的なことがあげられます。

2. 保護の内容

生活保護には、生活に必要な金銭・サービスについて次の8つの種類の扶助があり、その世帯の状況に応じて国が定める基準によって支給されます。

- 1) 生活扶助 食費や光熱水費、衣料費などの日常生活に必要な費用
- 2) 教育扶助 義務教育（小学校・中学校）を受けるために必要な費用
- 3) 住宅扶助 家賃や地代、更新料、住宅補修に必要な費用
- 4) 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用、眼鏡・コルセット等の治療材料費、通院交通費（移送費）
- 5) 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用
- 6) 出産扶助 出産に必要な費用
- 7) 生業扶助 高等学校の就学費用、就職に必要な技術等を修得するために必要な費用
- 8) 葬祭扶助 葬祭に必要な費用（親族が保護受給者しかいない場合に限る）

これらにより日々の暮らしを保障し、よりよい生活に向けて、生活保護を受けなくても自分たちの力や他の方法で生活できるようになるために手助けします。

また、この他に一時的に費用が必要となったが、日々のやりくりで賄えない場合は、毎月の保護費に加えて、臨時的に支給される保護費（一時扶助）があります。

ただし、一時扶助に該当するためには、「一定の要件」と「支給額に上限」がありますので、必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。

《支給される一時扶助の例》

記載しているのは、一部です

被服費	寝具、おむつ、被服など
家具什器費	炊事用具、冷暖房器具など
移送費	転居、入退院時の交通費など
その他	敷金や引越し費用、入学準備金など

保護の原則

(1) 申請保護の原則

保護は本人、扶養義務者またはその他の同居の親族の申請により開始されます。

(2) 基準および程度の原則

保護の金額は、国において決定された基準により決められます。

(3) 必要即応の原則

年齢・世帯構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を有効かつ適切に行います。

(4) 世帯単位の原則

保護は同居かつ生計を共にしている世帯を単位として行います。

3. 保護を受けるには

生活保護は、能力や資産、その他あらゆるものを活用してもなお生活に困っている場合に、国で定めた基準を満たすことにより生活保護が適用されます。そのため、能力や資産の活用について、できる範囲で対応してください。

ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対処します。

能力の活用

働くことのできる人は、その能力や状況に応じて働いて、その収入を生活費にあててください。

扶養義務者の援助の活用

親子、兄弟姉妹などの親族には、状況に応じて、できる限りの援助をお願いしてください。援助とは、金銭的な援助だけではなく、精神的な援助（訪問・見守り、病院への送迎、就労に向けた支援など）も含まれます。ただし、扶養義務者（両親、兄弟姉妹、子ども、その他）との関係で事情がある人は、申し出てください。

保護の申請があったときや保護受給中に、定期的に援助の可否について訪問あるいは書面にて照会を行うことがあります。

援助が期待できない人（扶養義務者から暴力を受けている人や著しく関係が悪化している人など）に対しては、照会を行いません。

資産の活用

不動産（土地・家屋）、預貯金、生命保険、高価な貴金属、自動車など売却が可能な資産は、生活のために活用してください。また、決められた条件を満たせば、資産の保有や使用を認められることがありますので、相談してください。

《条件を満たせば、保有や使用が認められる例》

土地・家屋	居住用であり、処分価値が著しく大きくないものなど
自動車	障害のある人が、通勤・通院などに利用する自動車など
125cc以下のオートバイ	保有していることで、自立の助けになると認められる場合など
生命保険等	掛金が少額であり、解約返戻金が生じないか、生じても少額の場合など

なお、資産価値の高い居住用不動産（土地及び家屋）を担保とした貸付制度であるリバースモーゲージ（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）を、生活保護より優先して利用していただくことがあります。

他法他施策の活用

年金や各種手当など、他の法律や制度で受けられるものがあればすべて受けてください。例えば、老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金、労災保険給付、自立支援医療などがあげられます。

※その他分からないことがありましたら、福祉事務所（担当ケースワーカー）に相談してください。

4. 保護の申請手続きは

① 相談 そうだん

生活に困って、生活保護について聞きたい場合は、まず福祉事務所に相談してください。困っている状況をお聞きして、他の制度が活用できる場合にはご案内します。なお、生活保護は、住民登録地で決定しているものではなく、生活の拠点で判断して行うこととなります。



② 申請 しんせい

生活保護制度の説明を受けたうえで、申請の意思がある人は、生活保護申請書を記入して提出してください。その際に、申請に必要な書類も添付して提出してください。



③ 調査 ちようさ

申請があると、福祉事務所の担当ケースワーカーがあなたの家庭などを訪問して、生活状況等を聞き取ります。また、生活保護法に基づく関係先（銀行や保険会社など）調査や病状調査を行い、保護の要件が満たされているか調査します。



④ 決定 けつてい

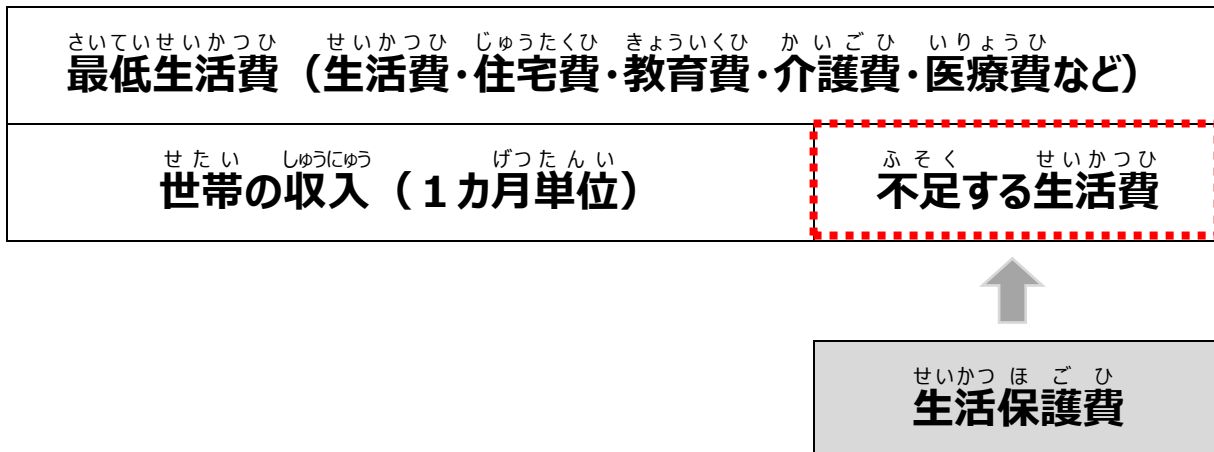
調査に基づき、結果を书面で通知します。保護を受けられるかどうかは、原則として申請した日から 14日以内（調査などに時間がかかる場合は 30日以内）に通知します。

5. 保護費の計算

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します（世帯単位の原則）。保護費は、『国が定めた最低生活費』の額に比べて、『世帯全体の収入』が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。そのため、世帯全員の収入について正しく申告していただく必要があります。

◆『国が定めた最低生活費』とは、世帯の人数や年齢及び必要な扶助によって決定します。

◆『世帯全体の収入』とは、働いて得た収入や年金、手当、仕送りなど世帯に入ったすべてとなります。ただし、働いて得た収入については、交通費や社会保険料などの経費のほかに、一定額の控除があります。



※収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護は受けられません。

6. 保護を受ける人の権利と義務

生活保護費は最低限の生活を維持するための給付であり、その費用は税金によって賄われています。そのため、生活保護受給者には特別な権利がある一方で、課せられる義務も多くあります。

権利として保障されること

- (1) 生活保護の要件を満たせば、誰でも平等に受けることができます。
- (2) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- (3) 保護費には、公的な税金を課せられることはありません。
- (4) すでに受けた保護費や生活保護を受ける権利を、差し押さえられることはありません。

義務として守ってもらうこと

- (1) 生活保護を受ける権利を他人に譲ることはできません。
- (2) 自分の生活の維持向上と自立のため、できる限り努力しなければなりません。
- (3) 病気やけがで働けない人は、病院に受診し、医師の指示に従って治療に専念してください。勝手に治療を中断したり転院してはいけません。
- (4) 働くことのできる人は、その能力に応じて働いてください。
- (5) 派手な生活は慎み、むだづかいをせず、家賃や公共料金など滞納にならないよう計画的に消費してください。
- (6) 生活保護を受けているときは、借金をしてはいけません（借金をした場合に

しゅうにゅう
は収入とみなすことがあります)。また、生活保護を受けながら借金を返済
することもできません。

(7) 自動車じどうしゃの保有ほゆうや使用しようは、原則げんそくとして認められませんが、また、他人名義たにんめいぎの自動車
の使用しようも認められませんが、ただし、通勤用つうきんようや障害しょうがいのある人の通院ひと・通所つういんつうしよなど、
一定いっていの条件じょうけんを満たせば、保有ほゆうや使用しようが認められる場合があります。担当たんとうケー
スワーカーそうだんに相談してください。

(8) 健康保険けんこうほけんや年金ねんきん、手当てあてなど受けられるものがあれば手続きてつづして活用かつようしてく
ださい。

(9) 担当ケースワーカーが世帯せたいの状況じょうきように応じて、ご自宅おうちに訪問じたくするなどして必要ひつよう
な援助えんじょについて調査ちようさしますので、協力きょうりよくしてください。

ぎむ
義務として報告ほうこくしてもらうこと

つぎ
次のような場合は、必ず報告ほうこくしてください(届出とどけでの義務ぎむ)。

(1) 世帯せたいの状況じょうきように変化へんかがあったとき

① 家族かぞくに変化へんかがあったとき(出生しゅつしゅう・死亡しぼう・転入転出てんにゅうてんしゅつ・入退学にゅうたいがく・卒業そつぎよう・入退院にゅうたいいん・
事故じこ・結婚けっこん・離婚りこんなど)

② 現在住んでいる住宅げんざいすを変わろうとするとき(必ず事前じぜんに相談そうだんしてください)

③ 家賃やちん、地代ちだいが変更へんこうされるとき

④ 働くようになったとき、働けなくなったとき、仕事しごとをかわったとき(毎月まいつき
必ず収入申告しゅうにゅうしんこくをしてください)

⑤ 勤め先つとめさきの健康保険けんこうほけんが使えるようになったとき

⑥ 住宅じゅうたくを長期間留守ちようきかんるすにするとき

⑦ その他生活状況たせいかつじょうきように変化へんかがあったとき

(2) 世帯の収入に変化があったとき

- ① 毎月の就労収入（高校生のアルバイト代含む）、賞与収入があったとき
- ② 保護費以外の収入があったとき、増えた・減ったとき（収入があったときに必ず収入申告をしてください）
- ③ 年金や手当などを受けるようになったとき
- ④ 資産（不動産や自動車など）売却による収入があったとき
- ⑤ 生命保険の解約返戻金があったとき
- ⑥ 養育費や仕送りなどの収入があったとき
- ⑦ 交通事故の慰謝料、賠償金、保証金などがあったとき



上記のような変化があった場合は、保護費を増減する必要がありますので、必ず報告してください。特に、収入については、その種類を問わずあらゆる収入について申告が必要となりますので、事前に連絡や相談していただき、収入申告に漏れないよう注意してください。

なお、収入申告を適正に行えば、収入として認定しない場合があります。例えば、基礎控除、未成年者控除、必要経費（社会保険料や所得税など）、自立更生のために充てられるものなどがあげられます。

※自立更生のために充てられるものとして、高校生のアルバイト収入のうち、学習塾代、大学・専門学校の入学金などがあります（事前に自立更生計画書の提出が必要となります）。

指導や指示違反について

あなたの生活の維持・向上その他の目的で、福祉事務所（担当ケースワーカー）が指導や指示をすることがありますので、その時は従ってください。正当な理由なく指導や指示に従わない場合は、やむを得ず生活保護の変更、停止、廃止を行うことがあります。また、必要な調査を正当な理由もなく拒んだ場合も同様です。

《過去に指導・指示違反により保護が受けられなくなった例》

- ・ 自動車の運転をしないように指導したが運転を続けた
- ・ 理由もなく求職活動をしなくなった
- ・ 収入申告を怠った、または虚偽の収入申告を繰り返した
- ・ 居住の実態が確認できなかった

7. 保護費の返還

(1) 差し迫った事情のため資力があるにもかかわらず保護を受けた場合やいろんな事情により保護費の払い過ぎが生じた場合には、すでに支給された保護費（医療費等を含む）を速やかに返還しなければなりません。

例えば、次のような場合です。

① 動産や不動産（土地・家屋）などが売れたとき

② 各種の年金、支援給付金、手当などを遡って受け取ったとき

③ 働いて得た収入、臨時の収入があったとき

④ 生命保険などの保険金（満期・特約）や解約返戻金を受け取ったとき

⑤ 交通事故などの示談金・損害賠償金等を受け取ったとき

⑥ 財産を相続したとき

(2) 事実と違う申請をしたり、偽りの申告をして不正に生活保護を受けてはいけません。このような場合は、不正受給として、支給された保護費（医療費等を含む）を徴収され、さらに法律により処罰されることがあります。

8. 保護の決定に不服があるとき

福祉事務所の行った保護の申請の却下、保護の変更、停止、または廃止などの決定について疑問がある場合は、福祉事務所に直接説明を求めてください。

生活保護の決定内容に不服があるときには、決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に山口県知事に対して不服の申立て（審査請求）をすることができます（外国籍の人を除きます）。

9. 病院にかかるときは

- (1) 病院にかかるときは、指定した医療機関で診療を受けることができます。その際には、「診療依頼書」が必要となりますので、受診するご本人か家族の人が福祉事務所まで届け出てください。指定されていない医療機関で治療を受けることはできませんので、事前に担当ケースワーカーに確認してください。
- (2) 社会保険のある人は保険証がそのまま使えますので、担当ケースワーカーに連絡してください。
- (3) 入院・退院した場合は、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。入院時、差額ベッド代が生じる部屋は利用できません。また、保険対象外のものは本人負担となりますので、医療機関に確認してください。
- (4) 収入が基準額以上ある人は、本人支払額（ご本人に支払っていただく医療費負担額）が生じますので、医療機関からの請求に応じてください。
- (5) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断された場合は、後発医薬品を選択するようお願いします。

(6) 同じ病気で2ヶ所以上の病院にかかることは、原則として認められません。

また、県外の病院にかかることは特別な理由がなければ認められません。

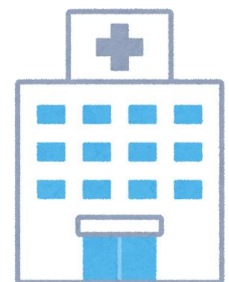
(7) 眼鏡・コルセットほか治療に要するものが必要な場合は、購入前に担当ケースワーカーに相談してください。

(8) 交通事故にあった場合は、通常相手方の保険が適用されるため、生活保護の医療扶助は受けられませんので、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。

(9) 公共交通機関等を利用して病院にかかる場合は、通院交通費の支給が受けられる可能性がありますので、事前に担当ケースワーカーに相談してください。

(10) 休日・夜間など福祉事務所が閉まっているときに、急病で病院にかかるときは、福祉事務所から送付された『医療依頼書《休日夜間限定》』を提示することにより受診してください。受診後は、直近の市役所開庁日に必ず担当ケースワーカーに連絡してください。

(11) 生活保護を受給している人の資格確認について、マイナンバーカードを用いた方法で対応可能となります。ただし、「健康保険証利用」のマイナンバーカード初回登録の手続きが必要です。



10. 介護を受けるときは

介護保険サービスを利用するには、介護認定を受ける必要があります。介護認定を受け、要支援・要介護と判定されると、自宅や特別養護老人ホームなど施設でのサービスを受けることができます。

介護保険に加入している人	介護保険に加入していない人
●65歳以上の人 (介護保険の第1号被保険者) ●社会保険に加入している40歳から64歳までの人 (介護保険の第2号被保険者)	●社会保険に加入していない40歳から64歳までの人で「初老期の認知症・脳血管疾患などの特定疾病」が原因で自力生活を維持することが困難な人

その他分からないことがありましたら、福祉事務所（担当ケースワーカー）

に相談してください。

- (1) 介護サービスを必要とする人には、「介護保険で利用者負担となる部分」または「介護保険と同じサービス」が生活保護から給付されます。
- (2) 介護を受けたいとき、要介護認定を受けたいとき、ケアプランを作成するときは、事前に担当ケースワーカーに相談してください。
- (3) 65歳未満で障害者手帳をお持ちの人は、障害者福祉サービスが優先されます。

1 1. 減免されるもの

生活保護受給中は申請によって、減額または免除を受けることができます。詳しく

は、担当ケースワーカーに相談してください。

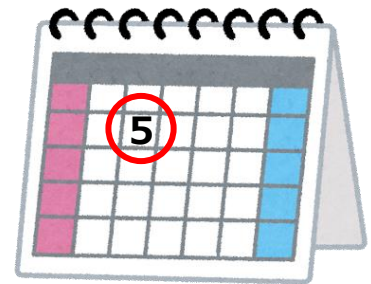
国民年金の保険料（法定免除となり、加入期間に含まれます）、住民税、
NHK の受信料、ケーブルテレビ利用料（一部）、固定資産税（一部）、
高校の入学料等、保育所の保育料、自立支援医療の本人負担額など

1 2. 保護費の支給日

保護費の支給日は、毎月5日です。

ただし、5日が土曜、日曜、祝日の場合はその直前の

市役所開庁日が支給日になります。



保護費は原則、本人名義の預金口座へ振込ますので、事前に「口座振替申出書」

を担当ケースワーカーに提出してください。

13. 地区ケースワーカー（相談先）

地区ケースワーカーとは、あなたの自立を助けることと適正な保護の実施のために、必要な調査や指導援助を行う福祉事務所の職員です。そのため、生活保護を受給される世帯の人の困っていることへの解決や自立を目指す上でどうしてあげばよいのかを一緒に考え、手助けをしていきます。個人の秘密は守りますので、何か困ったことがあったときは、一人で悩まずに遠慮なく、安心して相談してください。

なお、地区ケースワーカーが生活状況の確認や、相談に応じるために定期的な家庭訪問を行います。その際、あなたが不在のときは、不在票を置くことがありますので、不在票に書かれていることは必ず守ってください。

あなたを担当する地区ケースワーカーは

です。

民生児童委員

各地区には、生活に困っている人の見守りや相談にのってくれる民生児童委員がいます。福祉事務所と協力関係にあり、よき相談相手として必要な援助や助言をおこなっていますので、相談してください。

あなたの地区の民生児童委員は

です。

14. 保護を受けなくなったとき

(1) 勤め先の健康保険（社会保険）がない人は、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入してください。

(2) 20歳以上の人は、国民年金に加入してください。

(3) 各種の減免措置等が受けられなくなります。各担当窓口に連絡してください。

(4) 小・中学校の児童・生徒には、学用品・通学用品等が援助される就学援助費制度があります。通学する学校または教育委員会に相談してください。

〒759-4192

ながとしひがしふかわ ばんち ながとしふくしじむしょ
長門市東深川1339番地2 長門市福祉事務所

ながとしやくしよちいきふくしかほ ごはん かい ばんまどぐち
長門市役所地域福祉課保護班（1階3番窓口）



Tel : 0837-23-1155 (直通) Fax : 0837-22-3680

《HP》<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp>